

報告第 46 号

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
の一部を改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 29 年 3 月 23 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 186 号）の施行に伴い、ひとり親世帯等及び多子世帯の特定教育・保施設等利用者負担軽減を行うため、規則の一部を改正するものである。

小城市規則第 40 号

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

小城市子ども・子育て支援法施行細則(平成 27 年小城市規則第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項及び第 3 項中「満三歳」を「満 3 歳」

第 15 条中「第 39 条第 3 項」を「第 40 条第 3 項」に改める。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る利用者負担額の特例)

第 15 条の 2 特定被監護者等(令第 14 条の 2 第 1 項に規定する特定被監護者等をいう。)が 2 人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、当該特定教育・保育等に係る市町村民税所得割合算額(令第 14 条の 2 第 2 項に規定する負担額算定基準額をいう。以下同じ。)が 77,101 円未満(満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700 円未満)であるときは、前 2 条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 令第 14 条の 2 第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる支給認定子ども
当該支給認定子どもに関して第 14 条の規定により算定される額に
100 分の 50 を乗じて得た額

(2) 令第 14 条の 2 第 1 項第 2 号イからハまでに掲げる支給認定子ども 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあつた月において要保護者等(令第 4 条第 4 項に規定する要保護者等をいう。別表第 1 から別表第 4 までにおいて同じ。)

に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「77,101 円未満（満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700 円未満）」とあるのは「77,101 円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。

別表第 1 備考 2 中「満三歳」を「満 3 歳」に改め、備考 3 中「13,800」を「6,900」に改める。

別表第 2 備考 2 中「満三歳」を「満 3 歳」に改め、備考 3 中「5,000」を「2,500」に改める。

別表第 3 備考 2 を次のように改める。

- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B 階層の項中「6,000」とあるのは「0」と、C 階層の項中「16,500」とあるのは「7,750」と、「16,300」とあるのは「7,650」と、D1 階層の項中「21,000」とあるのは「10,500」と、「20,600」とあるのは「10,300」と、「20,500」とあるのは「10,250」と、「20,100」とあるのは「10,050」と、D2 階層の項中「25,000」とあるのは「25,000、ただし、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満である場合にあつては、12,500」と、「24,600」とあるのは「24,600、ただし、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満である場合にあつては、12,300」と、「24,000」とあるのは「24,000、ただし、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満である場合にあつては、12,000」と、「23,600」とあるのは「23,600、ただし、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満である場合にあつては、11,800」とする。

別表第 4 備考 2 を次のように改める。

- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用に

については、B階層の項中「9,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「19,500」とあるのは「9,250」と、「19,300」とあるのは「9,150」と、D1階層の項中「25,000」とあるのは「12,500」と「24,600」とあるのは「12,300」と、D2階層の項中「30,000」とあるのは「30,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、15,000」と、「29,600」とあるのは「29,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、14,800」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

小城市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年小城市規則第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用者負担額)</p> <p>第14条 法第27条第3項第2号の市町村が定める額、法第28条第2項第1号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第2号の市町村が定める額、同項第3号の市町村が定める額、法第29条第3項第2号の市町村が定める額、法第30条第2項第1号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第2号の市町村が定める額、同項第3号の市町村が定める額及び同項第4号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額(以下、「利用者負担額」という。)は、各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は令第4条から第7条まで及び第9条から第13条までに規程する内閣総理大臣が定める基準のうち支給認定子ども(法第20条第4項に規程する支給認定子どもをいう。以下同じ。)が受けた教育若しくは保育の種類に対応するものにより算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 教育認定子ども(令第4条第1項に規程する教育認定子どもをいう。)特別利用教育(法第28条第1項第3号に規程する特別利用教育をいう。以下同じ。)を受けた満3歳以上保育認定子ども(令第4条第2項に規程する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る支給認定保護者 別表第1及び別表第2の支給認定保護者の区分欄に掲げる</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第14条 法第27条第3項第2号の市町村が定める額、法第28条第2項第1号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第2号の市町村が定める額、同項第3号の市町村が定める額、法第29条第3項第2号の市町村が定める額、法第30条第2項第1号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第2号の市町村が定める額、同項第3号の市町村が定める額及び同項第4号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額(以下、「利用者負担額」という。)は、各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は令第4条から第7条まで及び第9条から第13条までに規程する内閣総理大臣が定める基準のうち支給認定子ども(法第20条第4項に規程する支給認定子どもをいう。以下同じ。)が受けた教育若しくは保育の種類に対応するものにより算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 教育認定子ども(令第4条第1項に規程する教育認定子どもをいう。)特別利用教育(法第28条第1項第3号に規程する特別利用教育をいう。以下同じ。)を受けた満3歳以上保育認定子ども(令第4条第2項に規程する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る支給認定保護者 別表第1及び別表第2の支給認定保護者の区分欄に掲げる</p>

支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額

(2) 満三歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受けた者及び特定満三歳以上保育認定子ども(令第4条第3項に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。)を除く。)に係る支給認定保護者 別表第3の支給認定保護者の区分欄に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額

(3) 特定満三歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受けた者を除く。)及び満三歳未満保育認定子ども(法第29条第1項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。)に係る支給認定保護者 別表第4の支給認定保護者の区分欄に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額

(複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る利用者負担額の特例)

第15条 負担額算定基準子ども(令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。第39条第3項において同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 令第14条第1号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して前条の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 令第14条第2号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 零

支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額

(2) 満3歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受けた者及び特定満3歳以上保育認定子ども(令第4条第3項に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。)を除く。)に係る支給認定保護者 別表第3の支給認定保護者の区分欄に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額

(3) 特定満3歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受けた者を除く。)及び満3歳未満保育認定子ども(法第29条第1項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。)に係る支給認定保護者 別表第4の支給認定保護者の区分欄に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額

(複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る利用者負担額の特例)

第15条 負担額算定基準子ども(令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。第40条第3項において同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 令第14条第1号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して前条の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 令第14条第2号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 零

(複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る利用者負担額の特例)

第15条の2 特定被監護者等(令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、当該特定教育・保育等に係る市町村民税所得割合算額(令第14条の2第2項に規定する負担額算定基準額をいう。以下同じ。)が77,101円未満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満)であるときは、第14条及び前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して第14条の規定により算定される額の100分の50を乗じて得た額

(2) 令第14条の2第1項第2号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第1から別表第4までにおいて同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「77,101円未満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満)」とあるのは「77,101円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」

別表第1(第18条、附則第3条関係)

備考

- 2 特別利用教育を受けた満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「支給認定保護者」とあるのは「支給認定保護者又は別表第2に規定する里親である支給認定保護者」と、第2階層の項中「当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者」とあるのは「当該支給認定保護者」とする。
- 3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「3,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「14,800」とあるのは「13,800」とする。

別表第2(第18条、附則第3条関係)

備考

- 2 特別利用教育を受けた満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「支給認定保護者」とあるのは「支給認定保護者又は別表第2に規定する里親である支給認定保護者」と、第2階層の項中「当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者」とあるのは「当

とする。

別表第1(第18条、附則第3条関係)

備考

- 2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「支給認定保護者」とあるのは「支給認定保護者又は別表第2に規定する里親である支給認定保護者」と、第2階層の項中「当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者」とあるのは「当該支給認定保護者」とする。
- 3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「3,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「14,800」とあるのは「6,900」とする。

別表第2(第18条、附則第3条関係)

備考

- 2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「支給認定保護者」とあるのは「支給認定保護者又は別表第2に規定する里親である支給認定保護者」と、第2階層の項中「当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者」とあるのは「当

該支給認定保護者」とする。

- 3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「3,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「6,000」とあるのは「5,000」とする。

別表第3(第18条関係)

備考

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「6,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「16,500」とあるのは「15,500」と、「16,300」とあるのは「15,300」とする。

別表第4(第18条関係)

- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者

該支給認定保護者」とする。

- 3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「3,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「6,000」とあるのは「2,500」とする。

別表第3(第18条関係)

備考

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「6,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「16,500」とあるのは「7,750」と、「16,300」とあるのは「7,650」と、D1階層の項中「21,000」とあるのは「10,500」と、「20,600」とあるのは「10,300」と、「20,500」とあるのは「10,250」と、「20,100」とあるのは「10,050」と、D2階層の項中「25,000」とあるのは「25,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、12,500」と、「24,600」とあるのは「24,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、12,300」と、「24,000」とあるのは「24,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、12,000」と、「23,600」とあるのは「23,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、11,800」とする。

別表第4(第18条関係)

- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者

が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「9,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「19,500」とあるのは「18,500」とする。

が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「9,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「19,500」とあるのは「9,250」と、「19,300」とあるのは「9,150」と、D1階層の項中「25,000」とあるのは「12,500」と「24,600」とあるのは「12,300」と、D2階層の項中「30,000」とあるのは「30,000、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、15,000」と、「29,600」とあるのは「29,600、ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、14,800」とする。